

津和野町イメージアップキャラクターの着ぐるみの貸出しに関する要領

平成25年3月22日

告示第15号

(趣旨)

第1条 この要領は、津和野町イメージアップキャラクター「つわみん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(貸出物品)

第2条 貸し出す物品は、着ぐるみ及びその装備品(以下「着ぐるみ等」という。)とする。

(貸出機関)

第3条 着ぐるみ等の貸出しは、別表に掲げる機関(以下「貸出機関」という。)が行う。

(貸出しの対象者)

第4条 着ぐるみを貸し出す対象者は、町、町に属する各機関・団体のほか、貸出機関が適当と認めるものとする。

(貸出申請)

第5条 着ぐるみを借り受けるもの(以下「借用者」という。)は、使用開始日より2週間前にイメージアップキャラクター「つわみん」着ぐるみ貸出申請書(様式第1号)を貸出機関に提出するものとする。なお、2週間前までに使用の申込みのない日、又は同一時期に複数の申請があった場合は、先着順に受け付けることとする。

(貸出許可)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、着ぐるみ等の使用を許可し、イメージアップキャラクター「つわみん」着ぐるみ使用(期間変更)許可書(様式第2号)により借用者に通知するものとする。

- (1) 町及びイメージアップキャラクターの品位を傷つけるとき、又は利用によって誤認又は混同を生じさせる等正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 町が行う事業その他関連事業の推進に支障を来すおそれがあるとき。
- (3) 第7条第1項各号に規定する遵守事項に従って着ぐるみを使用しないとき。
- (4) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、企業及び営利団体、政党、宗教団体等を支援又は公認して

いるような誤解を与えるとき、又は与えるおそれのあるとき。

(6) その他町長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

2 第1項の規定に関わらず、町長が相当と認めたときは、着ぐるみ使用の許可ができるものとする。

3 町長は、第1項の規定により貸出しを許可しないときには、イメージアップキャラクター「つわみん」使用申請不許可通知書（様式第3号）により借用到者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第7条 借用到者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 前条に規定する使用許可証の指示する内容に従うこと。

(2) 使用前に、貸出機関から着ぐるみを使用する際の指導を受けること。

(3) 借用した着ぐるみ等を、個人的に使用しないこと。

(4) 借用した着ぐるみ等を、第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(5) 借用した着ぐるみを利用して、営利目的の活動を行わないこと。

(6) 借用した着ぐるみを返却する際、利用状況の写真等を提出すること。

(7) その他、町長が指示する条件に従って使用すること。

（貸与に係る搬出入）

第8条 借用到者は、原則として、着ぐるみ等を貸出機関から直接受け取り、直接返却するものとし、それに係る搬入及び搬出は借用到者が行うものとする。やむを得ず、借用到者が業者等に運搬を依頼する場合、その費用は全て借用到者の負担とする。

（使用料）

第9条 使用料は、無料とする。

（使用期限）

第10条 使用期限は、使用事業が終了するときまでとし、期限の上限は第8条の搬出入に伴う日数を含め、原則として1週間以内とする。

（許可内容の変更）

第11条 借用到者は、許可された内容を変更しようとするときには、あらかじめイメージアップキャラクター「つわみん」着ぐるみ使用許可内容変更申請書（様式第4号）を提出し、町長の許可を受けなければならない。

2 第6条に規定する使用の許可は、前項の許可について準用する。

（使用の禁止及び許可の取消）

第12条 町長は、借用到者が許可された内容に違反したときには、当該使用を禁止し、当該使用許可を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により使用を禁止し、使用許可を取り消すときには、イメージアップキャラクター「つわみん」着ぐるみ使用禁止・使用許可取消し通知書（様式第5号）により借用到者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による使用禁止・使用許可取消しにより借用者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(現状復帰)

第13条 借用者は、着ぐるみ等を滅失、破損又は汚損等その他損害を発生させた場合は、その損害の程度により、現物又は実費による賠償、補修又はクリーニング等を行い、現状に復さなければならない。

(貸出機関の責任)

第14条 着ぐるみ等を使用したことによる借用者が被った被害、又は借用者が第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、町長は、損害賠償及び損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(補足)

第15条 この規定に定めるもののほか、着ぐるみ等の取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

貸出機関名	連絡先	住 所
津和野町 商工観光課	T E L 0856-72-0652 F A X 0856-72-1650	〒699-5605 津和野町後田口 64-6